

高松市中小企業勤労者福祉共済事業

ウェルはる高松

中小企業で働く方々のために高松市が実施している福利厚生事業

Welpal Takamatsu

コンセプトは「仕事と生活の調和」「ワーク・ライフ・バランス」

**あなたの職場の
福利厚生をお手伝いします**



高松市

給付事業

被共済者のみ

10種類の充実した給付制度

※事業主は対象外

給付区分	給付事由	給付金額
結婚祝金	会員が結婚したとき	20,000 円
出産祝金	会員又はその配偶者が出産したとき	10,000 円
入学祝金	会員の子が小・中学校に入学したとき	10,000 円
死亡弔慰金	会員が死亡したとき	100,000 円
	会員の配偶者が死亡したとき	20,000 円
	会員の1親等の血族の者（実父母又は子）が死亡したとき	10,000 円
傷病見舞金	会員の傷病による休業 業務外 30日以上	10,000 円
	会員の傷病による休業 業務上 30日以上（90日以上と重複申請不可）	20,000 円
	会員の傷病による休業 業務上 90日以上（30日以上と重複申請不可）	50,000 円
災害見舞金	会員の居住家屋が火災・地震・風水害で全焼・全壊したとき	100,000 円
永年勤続慰労金	会員の福祉共済加入期間が 5年に達したとき	10,000 円
	会員の福祉共済加入期間が 10年に達したとき	10,000 円
	会員の福祉共済加入期間が 20年に達したとき	20,000 円
	会員の福祉共済加入期間が 30年に達したとき	20,000 円
勤労青少年奨学金	会員が定時制高校又は短大・大学の夜間部に在学中（年額）	15,000 円
技能修得奨学金	会員が業務に必要な技能を修得するため専修学校等に在学中（年額）	5,000 円
退職せん別金	会員の福祉共済加入期間が 3年以上 5年未満	5,000 円
	会員の福祉共済加入期間が 5年以上10年未満	10,000 円
	会員の福祉共済加入期間が 10年以上15年未満	30,000 円
	会員の福祉共済加入期間が 15年以上20年未満	50,000 円
	会員の福祉共済加入期間が 20年以上25年未満	100,000 円
	会員の福祉共済加入期間が 25年以上	120,000 円

給付金申請の添付書類について

給付種類	必要な添付書類（いずれもコピー可） ※下記に加え、被共済者異動届や会員証が必要な場合あり
結婚祝金	婚姻届受理証明書、戸籍謄本 ※いずれか1点
出産祝金	出生届受理証明書、子の戸籍謄本、母子健康手帳（出生届出済証明欄のページ）、出生証明書 ※いずれか1点
入学祝金	就学通知書、子の住民票、子の戸籍謄本、子の健康保険証、生徒手帳 ※いずれか1点
死亡弔慰金（会員）	戸籍（除籍）謄本
死亡弔慰金（家族）	死亡日がわかるもの（死亡診断書、埋葬許可証又は除籍謄本） 被共済者との続柄がわかるもの（被共済者の戸籍謄本又は会葬御礼） } ※両方の事項が必要
傷病見舞金（業務外）	医師の診断書 ※入院期間が30日に満たない場合は休業期間を証明できる書類
傷病見舞金（業務上）	上記に加え事業主の業務上傷病証明書、労災保険等請求書、交通事故のときは事故証明書
災害見舞金	消防署等の証明書
奨学金	在学証明書又は学生証

申請書はウェルばる高松ウェブサイトに掲載しております。（word形式/PDF形式） [ウェルばる高松](#) 

*給付金額の訂正はできません。金額以外の訂正は二重線抹消方式でお願いします。修正液は使用しないでください。

消えるボールペンで作成した申請書は無効になります。

*申請期限は給付事由の発生した日から3ヵ月以内です。3ヵ月を過ぎると遅滞理由書が必要になりますのでご注意ください。

*万一申請漏れがありましても、5年前（加入期間中）まで遡って申請が可能です。

ご不明な点はウェルばる高松事務局までお問い合わせください。

各種申請書の提出締切（年末年始や連休等で変更となる場合があります）

事業所加入・変更・脱退
被共済者加入・変更・資格喪失

毎月7日

給付金申請 毎月12日

福利事業

●グルメ、エンタメ、健康管理など！生活を豊かにする福利厚生サービス

■指定施設割引券

「割引券綴り」を毎年度配布

事業主・被共済者

ご家族もご利用いただけます



●指定プール施設(8枚)

- 高松市亀水運動センタープール
- 高松市福岡町プール
- 高松市立仏生山公園温水プール
- かわなべスポーツセンター温水プール
- 国分寺B&G海洋センタープール
- ループしおのえ

●屋島指定施設(2枚)

- 四国村ミュージアム
- 桃太郎茶屋
- 扇亭

●指定温泉施設(10枚)

- さぬき温泉
- 香南楽湯
- 仏生山温泉
- 国分寺はくちょう温泉
- 庵治ほっとびあん
- ベッセルおち
- かぜし温泉
- じゃこ丸パーク津田



●映画館(1枚)

- ホールソレイユ ○ソレイユ・2

●香川県総合運動公園(テニス場)(1枚)

■会員証提示での割引

事業主・被共済者



「割引ガイドブック」を毎年度配布



ウェルばる高松

ウェブサイトでも
ご確認ください



✂ 食べる



- ・レストラン ・うどん屋
- ・カフェ ・居酒屋 など

🏠 学ぶ・暮らす



- ・各種教室
- ・ガソリンスタンド など

✂ 美容・健康



- ・エステ
- ・美容院
- ・接骨院 など

🏨 泊まる



- ・ホテル
- ・旅館 など

▶ 見る・遊ぶ



- ・美術館
- ・ゴルフ場
- ・カラオケ など

♨ 温泉



- ・温泉施設

🛒 買う



- ・衣料品店
- ・雑貨店 など

✈ 旅する



- ・旅行社

新規割引提携施設は会報誌や
ウェブサイトでご案内します♪

■全福ネットガイドブック

全福センター



事業主・被共済者

レジャー、トラベル、グルメ、カルチャーから各種生活サポートまで、毎日の暮らしで使えるお得なサービスを紹介!!

■映画鑑賞券《ACチケット》割引|販売

事業主・被共済者

販売価格

1枚につき **800円**
(全国のイオンシネマで
ご利用いただけます)

購入枚数

会員1人につき **年度2枚まで**
(年2回、会報誌で申込案内)



■公演チケット等割引|販売

事業主・被共済者

各種コンサートや入館券などの前売りチケットを割引販売
(申込多数の場合は抽選)

- ・クラシック ・ミュージカル ・ピアノ ・寄席
- ・アーティストのコンサート ・水族館



■文化教養事業

事業主・被共済者

各種講座を開催
会報誌に掲載のカルチャー講座を割引価格で受講

- ・フォークギター ・ウクレレ ・ヨガ ・ダンス
- ・料理教室 ・英語教室 ・ハンドメイド
- ・和三盆型抜き体験 ・陶芸体験 ・ワイン講座



■スポーツ・レジャー事業

事業主・被共済者

ウェルぱる高松主催のスポーツ大会や収穫イベント等を実施

- ・ゴルフコンペ ・ボウリング大会
- ・コーン収穫 ・ブルーベリー狩り ・みかん狩り



■パック旅行補助

事業主・被共済者

※要事前申請

補助金額

【泊 旅 行】 **3,000円**／事業主・被共済者本人のみ
【日帰り旅行】 **2,000円**／事業主・被共済者本人のみ

※年度内各1回限り

※旅行代金が補助額に満たない場合、実費のみ補助



条件等

「募集型企画旅行」であること
旅行会社が訪問地やルート期間、旅行
代金などを決めて販売し、参加者を募る
もの。

■高松発着指定便利用補助

事業主・被共済者

※要事前申請

補助金額

6,000円／事業主・被共済者本人のみ

※年度内いずれか1回限り

※旅行代金が補助額に満たない場合、実費のみ補助



高松一沖縄便

高松一香港便

高松一ソウル便

高松一台湾便

高松一上海便

福利事業

■人間ドック利用補助 [対象者] 満35歳以上の会員

※要事前申込：会報誌4月号掲載(申込多数の場合は抽選)

被共済者のみ

補助金額

上限 **15,000円**

指定医療機関での人間ドック受診が対象です。
(15,000円を下回る場合は実費分を補助)



■歯科ドック利用補助 [対象者] 満40歳以上の会員

※要事前申込：会報誌4月号掲載(申込多数の場合は抽選)

被共済者のみ



標準コース

本人負担額 **2,400円**
(一般料金 6,500円)

精密コース

本人負担額 **4,800円**
(一般料金 13,000円)

指定医療機関での歯科ドック受診が対象です。

■インフルエンザ予防接種補助

※要事前申込：会報誌9月号掲載(申込多数の場合は抽選)

事業主・被共済者

補助金額

1人につき年度内1回限り 上限 **1,000円**

最寄りの医療機関(高松市外も可)での接種が対象です。



■各種物品あっせん

事業主・被共済者

- ・家庭常備薬 ・防災グッズ
- ・ボディケア&リラクゼーショングッズ
- ・お中元&お歳暮用ハムのギフト
- ・おせち料理 ・バレンタインチョコ
- ・お取りよせグルメ(各地のカレー・ラーメン・名産品など)



新規加入を希望する事業所をご紹介ください

ご紹介先の事業所が加入された場合、紹介された方にQUOカードを贈呈します。

従業者数	QUOカード
1人～ 9人	5,000円相当
10人～29人	7,000円相当
30人～99人	12,000円相当
100人以上	22,000円相当



※紹介謝礼の対象は、高松市中小企業勤労者福祉共済事業の加入者(事業主及び被共済者)に限ります。

経営者と従業員の皆さんを 全面サポート!!

高松市中小企業勤労者福祉共済事業「ウェルばる高松」は、事業所単独での実施が難しい福利厚生事業を行っています。
中小企業で働く従業員の福祉の増進と、中小企業の振興を図ることを目的としています。

加入できる事業所は？

高松市内に事業所を有する中小企業等(商店・医院・保育所・個人事務所も含む)で、従業員(家族従業員含む)が1人以上いましたら対象となります。

掛金は？

掛金は会員1人につき月額700円です。

事業主には、掛金の2分の1以上の額を負担していただきます。
(負担分は損金処理できます)

会員(被共済者)とは？

加入事業所の従業員のことです。
期間を定めないパート労働者・派遣労働者・家族従業員や役員なども含めることができます。
なお、事業主(代表者)が会員となることはできません。

メリットは？

- ・ 福利厚生の充実による従業員の働く意欲や生産性の向上
- ・ 採用活動のアピールとなり企業・お店のイメージアップ
- ・ 節税効果

月額700円の掛金でレベルアップ 福祉事業の内容は…

安心の制度

中小企業で働く方々のために、高松市が昭和51年より実施している福利厚生事業です。

福祉事業

会員のニーズに応じた様々な福祉事業を行っています。

給付事業

会員の慶弔見舞金や永年勤続慰労金など10種類の給付金制度があります。

情報提供

季節のイベントや、会員の皆様のお役に立つ情報などが満載の会報誌を発行しています。(年9回)

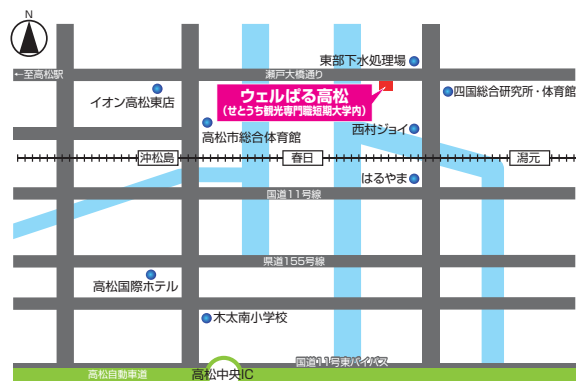
高松市中小企業勤労者福祉共済事業

ウェルばる高松

◆ウェルばる高松事務局 ☎087-844-3516
〒761-0113 高松市屋島西町2366-1
(せとうち観光専門職短期大学内)
mail:welpal@anabuki-enter.co.jp

◆高松市産業振興課 ☎087-839-2411
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

HPはこちら



加入申込書・各種申請書はウェルばる高松ウェブサイトからダウンロードできます。最新の会報誌もご覧いただけます。

ウェルばる高松